

<徳島県医師修学資金貸与制度の概要について>

- 卒業後、1年6ヶ月以内に医師免許を取得し、直ちに初期臨床研修を行う
- 初期臨床研修プログラムは通常のマッチングにより決定
 - 県内公的医療機関基幹型プログラムに限定(プログラム内での県外勤務は可)
 - 3群病院での初期臨床研修は3群病院勤務にはカウントされない
- 9年間の義務年限の基本ローテーション(各群バランスよく)
 - 3~6年目までに3群病院に1年間勤務 = 「6・3・1ルール」
 - 3~9年目に3群病院に3年間勤務 = 「9・3・3ルール」
 - 基本領域専門医取得に支障をきたさないよう配慮。サブスペシャリティ領域は配慮対象外。
- 卒後3年日以降は徳島大学医学部教授あるいは徳島大学病院診療科長もしくは教授が教育責任者となる。基本領域並びにサブスペシャリティ領域の専門研修は徳島大学病院が基幹施設となるプログラムで行う。
- 主たる勤務先の決定プロセス(各病院から本人への直接交渉不可)
人事意向調査書の提出(中断期間やライフイベント等の取得予定など記載の上、教育責任者と本人の連名)
→センター人事調整協議会で策定 →センター運営会議で承認 →地域医療総合対策協議会医師派遣調整等部会で最終承認 →徳島県知事により決定
 - 教育責任者は、人事意向調査書の提出にあたって配置先の病院長等と事前に十分相談した上で提出する。
- 中断期間は①自己の選択により3年間、②3群病院で最低1年間勤務し、かつ徳島県知事の承認がある場合はさらに4年間の取得可能
 - ①②とも業務従事期間に含まれない。
 - 卒業後すぐには中断期間は取得できない(初期臨床研修修了以降に取得可能)
 - 初期臨床研修以外で1, 2, 3群以外に勤務する場合は中断期間取得が必要
 - 中断期間中に1群、2群又は3群病院に勤務する場合は、センター人事調整協議会及びセンター運営会議において、採用する当該医療機関に対し、徳島県の地域医療に及ぼす影響等についての説明を求める。
- 1~3群病院での業務には、全ての診療科で日当直勤務及び周辺の診療支援(へき地診療所等)を含む。ただし、各病院の状況に応じた業務分担の調整については当該病院長の判断による。
- 業務従事カウントにおける特例(事前申請及び実績報告に基づく県の承認が必要) >
 - 病理は3年間、放射線科は1年間まで日割勤務・遠隔診断でのカウントあり
 - 研修日制度利用の場合は日割り勤務でのカウントあり